

堺市公報 第414号	令和8年5月22日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 7

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○地方自治法に基づく徴収事務の委託について	
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	11
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	12
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	14
○堺市民芸術文化ホールの臨時開館について	
【文化観光局文化国際部文化課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業創造課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	

【消防局警防部通信指令課】…………… 18
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局教育センター学校ICT推進課】…………… 20

告 示

堺市告示第196号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和4年堺市告示第414号及び令和7年堺市告示第454号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市西区浜寺公園町二丁170番1の一部（次の図のとおり）
（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

堺市告示第197号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
しろくまこころのクリニック	堺市堺区三宝町1-26-1 南海七道駅前クリニックビル1階	令和8年4月1日
ゆいこどもクリニック	堺市堺区三宝町1-26-1 南海七道駅前クリニックビル2階	令和8年4月1日
医療法人英井上内科クリニック	堺市中区深阪2-11-1 吉田ビル1階	令和8年3月1日
医療法人和真会 寺山クリニック	堺市東区西野440-4 ドウウェルプレシヤス1階	令和8年3月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
サンドラッグ津久野薬局	堺市西区津久野町3-1-1	令和8年4月1日
キリン堂薬局堺神野店	堺市西区神野町2-24-1	令和8年4月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションコッポル	堺市西区鳳中町3-66-3	令和8年4月1日

訪問看護ステーションこ こいろ白鷺	堺市北区北花田町2-102	令和8年4月1日
----------------------	---------------	----------

堺市告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 クリニック

名称	所在地	廃止年月日
寺山クリニック	堺市東区西野440-4 ドゥウェルプレシヤス1階	令和8年2月28日
井上内科クリニック	堺市中区深阪2-11-1 吉田ビル1階	令和8年2月28日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ホーム薬局	堺市北区百舌鳥陵南町2-626 センターコートナカモズビルC-1	令和8年2月17日

3 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションコ コル	堺市西区鳳中町9-5-17	令和8年3月31日

訪問看護ステーションエール	堺市南区豊田40	令和8年1月31日
---------------	----------	-----------

堺市告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永藤英機

1 薬局

名称	所在地	休止年月日
マルイチ薬局	堺市堺区北庄町2-1-15	令和8年3月1日

堺市告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 病院

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
医療法人生和会 堺リハビリテー ション病院	医療法人えいしん 会 堺リハビリテ ーション病院	堺市北区奥本町1-216	令和8年3月1日

堺市告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町東4 -1-1 阪南ビル 301	堺市堺区東湊町1- 75	令和8年4月1日

堺市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	ホーム薬局	堺市北区百舌鳥陵南町2-626 センターコートナカモズビルC-1	令和8年2月17日

堺市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
訪問看護	医療法人生和会堺リハビリテーション病院	医療法人えいしん会堺リハビリテーション病院	堺市北区奥本町1-216	令和8年3月1日

訪問看護リハビリテーション	医療法人生和会堺リハビリテーション病院	医療法人えいしん会堺リハビリテーション病院	堺市北区奥本町1-216	令和8年3月1日
居宅療養管理指導	医療法人生和会堺リハビリテーション病院	医療法人えいしん会堺リハビリテーション病院	堺市北区奥本町1-216	令和8年3月1日
短期入所療養介護	医療法人生和会堺リハビリテーション病院	医療法人えいしん会堺リハビリテーション病院	堺市北区奥本町1-216	令和8年3月1日

堺市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町東4-1-1 阪南ビル301	堺市堺区東湊町1-75	令和8年4月1日
訪問看護	ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町東4-1-1 阪南ビル301	堺市堺区東湊町1-75	令和8年4月1日

堺市告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
和久 英人	旭ヶ丘鍼灸院	堺市堺区旭ヶ丘中町2-1 -7 2階	令和8年4月1日
岡本 拓也	はり・きゅう院 整骨院こども	高石市綾園1-1-5 延 命産業ビル101	令和8年4月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
岡本 拓也	はり・きゅう院 整骨院こども	高石市綾園1-1-5 延 命産業ビル101	令和8年4月1日

堺市告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中

国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
和久 英人	同仁会 耳原鍼灸院	堺市堺区旭ヶ丘中町2-1-7	令和8年3月31日

堺市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人 三篠会
堺市立重症心身障害者（児）支援センター
堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号）第4条第2項の規定により交付する診断書、証明書等に係る同項の手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

~~~~~

堺市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類       | 市道       |
| 2 | 路線名         | 別紙調書のとおり |
| 3 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |
| 4 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

| 路線名           | から<br>区間<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考   |
|---------------|-------------------|--------|----------------|-------|------|
|               |                   |        | 幅員m            | 延長m   |      |
| 菩提83号線        | 美原区小寺726番2地先      | 旧      | 5.95<br>7.54   | 33.80 | ホ185 |
|               | 美原区小寺726番3地先      | 新      | 9.50<br>9.71   | 33.80 |      |
| 中茶屋1号線        | 東区中茶屋74番14地先      | 旧      | 2.00           | 14.62 | フ093 |
|               | 東区中茶屋74番23地先      | 新      | 3.05           | 14.62 |      |
| 浜寺石津中浜寺石津東3号線 | 西区浜寺石津町中5丁731番地先  | 旧      | 0.78<br>1.60   | 14.08 | ハ055 |
|               | 西区浜寺石津町中5丁731番地先  | 新      | 1.60<br>2.10   | 14.08 |      |
| 松屋大和川101号線    | 堺区松屋大和川通2丁125番2地先 | 旧      | 17.45<br>20.25 | 75.44 | チ159 |
|               | 堺区松屋大和川通2丁74番2地先  | 新      | 23.54<br>25.73 | 75.44 |      |
| 七道西遠里小野1号線    | 堺区七道東町148番1地先     | 旧      | 4.98<br>5.65   | 55.69 | ヨ538 |
|               | 堺区遠里小野町1丁35番地先    | 新      | 9.59<br>17.93  | 55.69 |      |

公 告

堺市公告第315号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
高規格救急自動車 4台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
財政局契約部調達課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年4月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日産大阪販売株式会社 堺鳳店  
店長 羽瀬 博之  
大阪府堺市西区下田町1番23号
- 5 落札金額  
¥90,860,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和8年2月18日

~~~~~

堺市公告第316号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時開館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時開館日時

令和8年9月7日（月）午前9時から午後5時まで（予定）

2 開館施設

堺市民芸術文化ホール

3 開館理由

公演事業を実施するため

4 備考

臨時開館は当該事業のみとし、施設の貸出や予約受付等は実施しないものとする。

~~~~~

堺市公告第317号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高齢者緊急通報システム保守管理業務 1式
  
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局長寿社会部長寿支援課  
堺市堺区南瓦町3番1号
  
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
  
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社  
代表取締役社長 杉本 和史  
大阪府大阪市淀川区十三本町3丁目6-35
  
- 5 随意契約に係る契約金額  
(固定価格分)  
緊急通報システム業務 受信センター運営等 ¥8,006,064- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)  
(単価部分)  
受信センター運営等分 1月1台当たり¥308- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)  
鍵預かり分 1月1台当たり¥550- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)  
新規機器維持管理分 1月1台当たり¥198- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)  
既存機器維持管理分 1月1台当たり¥154- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

## 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業創造課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポしんかな

堺市北区新金岡町五丁1000番地 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大阪府住宅供給公社

理事長 芳本 竜一

大阪市中央区今橋2丁目3番21号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 大阪府住宅供給公社

代表者 理事長 山本 讓

所在地 大阪市中央区今橋2丁目3番21号

(変更後) 名 称 大阪府住宅供給公社
代表者 理事長 芳本 竜一
所在地 大阪府中央区今橋2丁目3番21号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日
令和8年4月1日

5 届出年月日
令和8年4月28日

~~~~~

堺市公告第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区鳳南町五丁677番1、677番2の一部及び677番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市住吉区長居東四丁目11番4号  
株式会社富士木材  
代表取締役 井上 晴樹

~~~~~

堺市公告第320号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
消防行政統合システム保守管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
消防局警防部通信指令課
堺市堺区大浜南町3丁2番5号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 熊切 宜孝
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥94,730,314－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第321号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市教育情報ネットワーク賃貸借（ダークファイバ） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局教育センター学校ICT推進課  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NTTビジネスソリューションズ株式会社 大阪ビジネス営業部  
取締役大阪ビジネス営業部長 内海 夕香  
大阪府大阪市西区阿波座2丁目1番11号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥67,980,000－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号